

入園のしおり

小千谷市立保育園

(令和7年度)

もくじ

1.	はじめに.....	1
2.	保育園の概要.....	2
3.	安全な保育を行うために.....	4
4.	保育園の食事.....	5
5.	子育てのポイント.....	6
6.	お子さんの健康について.....	6
7.	準備物について.....	6
8.	入園にあたって.....	7
9.	その他.....	11

1. はじめに

保育園とは

保育園とは、保護者が仕事・出産・病気・介護などのため、家庭で保育できない保護者に代わり、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする「児童福祉施設」です。

保育理念

子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進します。健全な心身の発達を図るため、保護者及び家庭や地域社会と連携し、子どもの状況や発達過程を踏まえた保育環境を通して養護及び教育を一体的に行い、豊かな人間性を持った子どもを育成します。

保育目標

1. 健康で明るい子ども
2. 遊びが大好きな子ども
3. 思いやりのある子ども
4. 意欲のある子ども
5. 豊かな感性を持った子ども

学び合い、育ち合うコミュニティとしての保育園

子どもたちの年齢や能力、体力に応じて一人一人を大切に育てていく『生活』の場であり、友達と一緒に楽しい集団生活を送りながら、丈夫な身体や自立、思いやり、協調性を身に付ける『育ち合い』の場です。さらに、幼児教育を行う施設として、生涯にわたる生きる力の基礎を培う『学び合い』の場です。

小千谷市立保育園では、子どもたちの人権を大切に、自らをかけがえのない存在と実感し、自分らしく生きる力を育み、お互いの個性を認めあって尊重し合う保育を目指しています。性差にも留意し、性別による固定的な役割分業意識を植えつけることのないようにしています。そして、子どもたちが安全で楽しく生活ができ、より健やかに成長することを願い保育をしていきます。

なお、保育にあたり知り得たお子さんや家庭に関する秘密保持は厳守いたしますので、ご安心ください。

2. 保育園の概要

(1) おが～るシステムについて

お子さんの登降園や連絡等をスムーズに行うため「おが～るシステム」を導入しています。保護者の方はスマートフォンアプリ「おがスマ」により、欠席の連絡や園からの連絡の受け取り等が行えます。別冊の「おが～るシステムについて」をご確認ください。

なお、個人情報は小千谷市個人情報保護条例の規定に基づき適正に管理し、保育に関する目的以外で使用することはありません。

(2) 保育時間

① 通常の保育

平日 午前8時から午後4時まで

土曜日 午前8時から正午まで（土曜日に登園する児童がいない場合は開園しません）

※土曜保育は、ご家族でお休みの方がいらっしゃる場合は家庭保育をお願いします。

② 保育時間の延長

保育園では、保護者の勤務時間等により通常の保育時間では勤務等に支障がある場合に、時間を延長して児童を保育いたします。午前7時15分からの早朝保育、午後4時以降の延長保育をご希望の方は、「延長保育申請書」を令和7年3月19日（水）までに各保育園へ提出してください。申請書の内容を審査し、該当される方について保育時間を延長します。

ア 保育時間、延長保育料金

土曜日は、南保育園のみ午後6時まで、その他の保育園は午後1時まで延長します。

※給食はありませんのでお弁当（軽食）持参になります。

		平日	土曜日
開園時間		午前7時30分から午後7時まで	午前7時30分から午後1時まで (南保育園のみ午後6時まで)
早朝保育		午前7時15分から午前7時30分まで (特別な事情がある場合に限りま)	
延長保育	保育標準時間	午後6時30分から午後7時まで	
	保育短時間	午後4時から午後7時まで (料金：150円/30分)	午後4時から午後6時まで (料金：150円/30分) ※南保育園のみ

イ 申請できる世帯

通常の保育時間内に送迎する保護者のいない世帯

※上記の世帯であっても、祖父母等が通常の保育時間内に児童の送迎ができる世帯は原則対象となりません。

ウ 保護者の皆様をお願いしたいこと

次のことは必ずお守りください。お守りいただけない場合は、保育時間の延長をお断りする場合があります。

(ア) 決められた降園時間には必ずお迎えに来てください。

(イ) やむを得ず迎えが遅れるときは、必ず保育園に連絡をお願いします。代理の方が迎えに来られる場合も同様です。

(ウ) 勤務時間の変更等により、保育時間の延長が必要でなくなった時は、必ず保育園へ申し出てください。

(3) 登降園について

お子さん一人一人に「個人用バーコードカード」をお渡ししますので、登降園時に玄関内に設置しているバーコードリーダーにかざして記録してください。

なお、送迎の際は、チャイルドシートを使用し、交通事故等に十分ご注意ください。
 ※午前9時～午後3時頃までは玄関戸を施錠しています。インターホンを押し「お子さんの組名と氏名」をお伝えください。職員が送迎の方を確認して開錠します。

(4) 保育園の一日

【 平日保育 】

(3・4・5歳児)

月 々 金	8:00~9:00	9:30	11:30	12:30	14:30	15:00	15:30~16:00
	登園	遊び 戸外遊び 造形遊び リズム遊び 水遊び 運動遊び など	給食 栄養満点! おいしいよ。	給食	休息・遊び 絵本、紙芝居 お昼寝 など	おやつ	降園

手作りおやつも
あります。



(0・1・2歳児)

月 々 金	8:00~9:00	9:30	10:00	11:00	12:00	14:30	15:00	15:30~16:00
	登園	おやつ	好きな遊び	給食	お昼寝	おやつ	降園	

保育者や友達と楽しく
遊びます。どんな遊びが
好きかな。

年齢・月齢により時間が異
なります。目覚めた子から
好きな遊びをします。

【 土曜日保育 】

*土曜日保育は、必要に応じて申請が可能です。

土	8:00~9:00	9:30	11:00	11:30~12:00
	登園	好きな遊び	おやつ	弁当

降園

給食はありません。



欠席・遅刻をする場合は

必ず **9時までに「おがスマ」アプリの登降園連絡から入力**してください。

3. 安全な保育を行うために

お子さんの安全を守るため、日頃から様々な確認や訓練等を行っています。特に災害等発生時には、子どもたちの大切な「命」を守るため、安全な避難に向けて、以下の対応へのご協力をお願いいたします。

(1) 事故・災害の発生に備えて

災害等発生時の連絡について

災害発生時には、『おがスマアプリ』を通じてお知らせを配信します。ただし、状況によっては配信ができない場合もあります。園からの連絡がない場合でも、災害状況を積極的に確認し、自主的な判断でお迎えをお願いします。

具体的な対応について

① 地震の場合

震度 5 強以上の地震が発生した場合/直ちにお迎えをお願いします。

② 風水害・土砂災害の場合

「高齢者等避難(レベル3)」が発令された場合/直ちにお迎えをお願いします。

③ Jアラート(全国瞬時警報システム)の発令時

登園前に発令があった場合は、自宅待機をお願いします。安全が確認でき次第、登園してください。

上記以外の場合でも、園の運営に支障が出る場合はご連絡をさせていただきます。

お迎え時の対応について

① 災害発生時に保育園外へ避難した場合

保育園以外に避難する際は、玄関に避難先を張り紙でお知らせします。

② お迎え時の引き渡しについて

提出いただく「引き渡しカード」で確認を行い、安全が確認された後にお子さんを引き渡します。

(2) 避難訓練・不審者対応訓練

子どもたちの大切な『命』を守るために、保育園では火災・地震・水害・不審者に備えて避難訓練や不審者対応訓練を、年間計画に基づいて毎月行っています。

(3) 安全指導

子どもたちを交通事故やケガから守るために、年間計画に基づいてテーマを決め、『命』の大切さを知らせています。

(4) 乳幼児突然死症候群

午睡中の様子を観察、睡眠チェックをし、乳幼児突然死症候群から子どもたちを守る配慮をしています。

(5) 出席状況の確認

9時の時点で、連絡がなく登園されていない場合や欠席が数日続いた場合は連絡させていただきます。

(6) 園児の安全確認について

人数確認をこまめに行い、置き去りや見落とし等の事故防止に努めています。

(7) ケガについて

集団生活では、状況により、ぶつかる・転ぶなど、ケガをすることがあります。園でも十分注意をしますが、過度な保護や注意力不足などの生活経験不足が原因のこともあります。ご家庭でもお子さんの体力作りや健康面にも目を向けてください。

※保育園でケガをした場合は、ご連絡しますので迎えをお願いします。

※虫刺されや打撲、擦り傷などには下記の薬を使用しています。

・マキロン ・アロエ軟膏 ・ムヒベビー ・カットバン ・湿布薬 ・冷却シート
・フルコート軟膏（蜂刺されのみ使用）

*使用しないで欲しい薬のある方は、ご連絡ください。

(8) 緊急時対応用「小千谷市子ども安心カード」について

保育中の病気やけが、アレルギー反応発症等に伴う緊急救急搬送の際に、救急隊と連携して速やかで適切な引き渡しや対応を行うため、「小千谷市子ども安心カード」を導入しています。

入園時に提出していただき、毎年、同意確認を行います。

4. 保育園の食事

(1) 大切にしていること

① 楽しい食事（家庭的な雰囲気大切に）

ア 人と人との関わりの中で楽しく食べる。

イ 食事の場を通して、お互いを思い合う気持ち、物に対する感謝の気持ちを育てる。

ウ 食事のマナーなど正しい食習慣が身につくようにする。

② 豊かな食事（バランスの取れた食事をする）

ア 子どもの発達、特性に合わせて自発的に食事ができるように配慮する。

イ 季節感や地域の郷土食を大切に、四季折々の旬の食材を取り入れる。

ウ 噛む力が育つように、歯ごたえのある食品を取り入れたり、切り方を工夫したりする。

③ 安全な食事（衛生管理を徹底する）

ア 調理室内の衛生管理、保育士の衛生管理に十分注意を払う。

イ 糖分・塩分・脂肪を控えめにし、薄味に心がけ、できるだけ加工食品の使用を控えるなど手作りを心がける。

(2) 食事の献立

① 管理栄養士が乳幼児の成長に必要な栄養量を計算しながら、全保育園で同一献立による完全給食を実施しています。※土曜保育の際はお弁当（軽食）が必要です。

なお、毎月献立表がアプリで配信されますので参考にしてください。

② 0歳児の離乳食は、ご家庭と連携を取り、発達段階に応じた内容で対応します。

③ 食物アレルギーを持つお子さんについては、保護者の判断ではなく、医師の指示に基づき、可能な範囲で対応しています。

アレルギー対応ではないお子さんにつきましても、過去にある食材を食べて気になる症状が出たことがある場合は、食物アレルギーの可能性があるので症状の軽重にかかわらず、お知らせください。

(3) 食育指導

「食」への関心を育むために年間計画に基づいて指導を行っています。

5. 子育てのポイント

(1) 安心の基地となる家庭

子どもにとって一番大切なことは、「親愛する家族みんなに愛され、心身を守られ、安心して過ごせること」です。家庭で大切にされているという実感は、安定感のある生活の基盤を作ります。温かい関わりの中で育つことで、自分を大切に、周りの友達も大切にできる子どもへと成長します。家庭が子どもたちの最も安心できる基地となるよう、家族みんなで見守りましょう。

(2) 生活リズムを整えましょう

朝食を食べ、排泄を済ませ、機嫌よく登園できるようご配慮ください。乳幼児期の睡眠不足や睡眠リズムの乱れは、この時期の子どもの心と体の発育・発達に、とても大きな影響を及ぼしかねません。生活リズムを整えるためにも、まずは睡眠リズムを整えましょう。

(3) 生活習慣を身につけましょう

基本的な生活習慣を身に付けることは、生きる力を育むことにつながります。子どもたちは、家族との温かい触れ合いや地域社会とのつながりの中で、周囲の大人の姿を見ながら基本的な生活習慣（食事、睡眠、排泄、着脱衣、清潔）や、「挨拶」や「ルールを守る」など、社会性や基本的なマナーなどを身につけていきます。大人が見本になりましょう。

(4) デジタルメディアのルールを作りましょう

デジタルメディアの利用において、大人が子どもにとっての良い手本となることが重要です。映像やデジタルメディアを楽しむ際には、時間を決めて親子で一緒に過ごすことをお勧めします。選ぶ番組やアプリは、子どもに選ばせるのではなく、年齢や発達段階に合った質の高いものを選ぶことが大切です。

6. お子さんの健康について

別冊の「健康のしおり」をご確認ください。（市のホームページにも掲載）

7. 準備物について

別冊の「準備物について」をご確認ください。（市のホームページにも掲載）

8. 入園にあたって

(1) 給付認定証、入園承諾の通知

- ① 交付した「教育・保育給付認定証」について、保護者の就労や家庭状況等（転居、転職、出産、病気、離婚等）の変更により記載内容に変更が生じた場合は、速やかに申請してください。
なお、4月以降に入園される方は、入園前に交付を行います。
- ② 児童の入園承諾の通知は、先般、実施しました健康診断の結果をもとに入園決定を行い、2月下旬頃までに保育園を經由して通知いたします。
- ③ 保育の実施期間（入園期間）は、生後4か月経過後から就学前までとなりますが、保育認定事由が求職中の保護者等については最長3か月の期限を定め、保育園への入園を承諾します。

(2) 保育料、給食費等

保育園の運営に必要な経費は、保護者から納めていただく保育料及び市費により賄っています。令和6年度児童1人当たりの必要経費は、月額約113,940円で、国が示した基準では運営できないため、市の負担を加えて運営しています。

① 保育料

- ア 保護者が毎月負担する保育料は、基本は父母の市民税の合算額（4～8月分は前年度、9月分からは当該年度）により保育料基準表により階層区分を決定し、父母の就労状況等によって認定される保育必要量により決定します。
- イ 保育料は、4月入園の方は4月上旬から4月中旬頃までにお知らせする予定です。
なお、4月以降に入園される方は入園前に通知します。

② 給食費

保育園では完全給食を実施しており、保護者の皆様から毎月給食費を徴収いたします。3歳以上児は、主食費（ごはん・パン・麺類）1,000円・副食費4,500円・行事食費300円の合計5,800円、3歳未満児は、行事食費300円を負担いただきます（年齢は各年4月1日現在）。なお、主食費及び行事食費の金額は変更になる場合があります。

*3歳以上児で、年収360万円未満相当世帯の子と第3子以降の子は、副食費4,500円は免除になります。

③ 保育料、給食費、延長保育料の納入方法等

- ア 保育料、給食費及び延長保育料の納入は、口座振替でお願いします。「小千谷市税等口座振替申込書」に必要事項を記入し、直接市内金融機関へ令和7年3月3日（月）までに提出してください。なお、保育園または教育・保育課へ提出された場合は金融機関へ回送するため、振替が間に合わない場合もありますので、ご了承ください。
- イ 保育料、給食費及び延長保育料の納期限は、毎月月末（月末が休日の場合は翌月の休日でない最初の日）です。お申し込みのご指定の口座より毎月月末に振替となります。なお、口座振替をお申し込みされない場合は、納付書により納入いただくこととなります。
- ウ 口座振替による領収書は、通帳記帳をもって替えさせていただきます。なお、別途領収書が必要な場合はご相談ください。
- エ 在園児の方は、前年度に引き続き口座振替となりますので申し込みの必要はありません。
- オ 在園児の兄弟姉妹が新たに入園する場合は、申し込みの必要はありません。（在園児のお子さんと同じ口座からの振替となります。）
- カ 上のお子さんが卒園されている場合、在園時にご指定いただいた口座について、「口座振替申込書」で「解約」の手続きがされていなければ、同じ口座からの振替となります。

保育料基準額表(予定) *国の制度改正により変更になる場合があります。

階層区分		保育料 (月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A 階層	生活保護世帯	0 円	0 円
B 階層	市民税非課税世帯	0 円	0 円
C 階層	所得割課税額 48,600 円未満	13,000 円 (6,500 円)	12,700 円 (6,350 円)
	ひとり親世帯等	4,500 円 (0 円)	4,400 円 (0 円)
D1 階層	所得割課税額 57,700 円未満	21,000 円 (10,500 円)	20,600 円 (10,300 円)
	ひとり親世帯等	4,500 円 (0 円)	4,400 円 (0 円)
D2 階層	所得割課税額 77,101 円未満	21,000 円 (10,500 円)	20,600 円 (10,300 円)
	ひとり親世帯等	4,500 円 (0 円)	4,400 円 (0 円)
D3 階層	所得割課税額 97,000 円未満	21,000 円 (10,500 円)	20,600 円 (10,300 円)
E 階層	所得割課税額 169,000 円未満	34,000 円 (17,000 円)	33,400 円 (16,700 円)
F 階層	所得割課税額 301,000 円未満	42,500 円 (21,250 円)	41,700 円 (20,850 円)
G 階層	所得割課税額 397,000 円未満	47,000 円 (23,500 円)	46,200 円 (23,100 円)
H 階層	所得割課税額 397,000 円以上	61,000 円 (30,500 円)	59,900 円 (29,950 円)

- 1 同一世帯の児童が保育園、認定こども園等に2人以上入園している場合の保育料は、2人目は()内の額を適用し、3人目以降は無料とします。
- 2 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯及び障がい児(者)のいる世帯をいいます。
- 3 ひとり親世帯等のうちC~D2階層の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうちB~D1階層の世帯については、児童の年齢に関わらず、生計を一にしている児童のうち最も年長の児童から順に数えて、2人目は()の額を適用し、3人目以降は無料とします。
- 4 住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けている場合でも、保育料は控除前の税額により算定します。

④ 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入

- ア 保育園の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害等)について、児童の保護者に対し災害共済給付(負傷、疾病に対しては医療費、負傷、疾病により身体に障害が残った場合は障害見舞金等)を行い、保育園における保育を円滑に行うため、独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入します。
- イ 保護者負担分掛金は、児童1人当たり年額240円の予定です。
- ウ 4月下旬に保護者会を通じ、掛金を納入していただきます。

(3) 通園にかかる補助金

保育園に通園する児童の保護者の負担を軽減するため、下記の交付要件を満たす保護者に対して、通園費の一部を補助します。

① 補助金の交付対象

通園の距離が児童の居住する地域(地域の基準点)から保育園まで片道2km以上ある場合及び2km未満の場合で往復とも交通機関(タクシー・バスの一定期間の利用に限る)を利用する場合です。

② 補助金の額

令和7年度の補助金額は下記のとおりです。

通園距離(片道)	補助予定額(月額)
3km未満	2,250円
3km以上 4km未満	2,750円
4km以上 5km未満	3,000円
5km以上 6km未満	3,500円
6km以上	4,000円

③ 申請方法

ア 補助金は3か月分ずつまとめて、ご指定の口座へ振り込みます。

イ 補助金交付申請書は令和7年3月19日(水)までに各保育園へ提出してください。

④ 留意事項

ア 自己都合により遠方の保育園に通園する場合は、居住する地域から一番近い保育園までの距離で算定します。

イ 希望した保育園へ入園できなかった児童については、原則当該年度において児童が通園する保育園までの距離で決定します。

ウ 毎月開園した日数(保育日数)の「2/3以上」通園した児童を交付対象とします。

エ 同一世帯から同一保育園に2人以上の児童が通園している場合であっても、自家用車での通園については、補助金は1人分の支給となります。

(4) 退園

保育園を退園するときは、退園しようとする10日前までに必ず退園届を保育園へ提出してください。長期間の欠席でも退園届の提出がない場合は、保育料及び給食費はそのまま納入していただくこととなります。

(5) その他

① 保護者の方へのお願い

ア 保育中に撮影した写真は、園内展示やクラスだよりの他、写真展示・広報紙(広報おぢや・社協だよりの小千谷新聞など)に写真を掲載することがあります。写真掲載を承認されない場合はお知らせください。

イ 園行事などの写真や動画を撮影した際には、ご家庭で視聴してください。

なお、他のお子さん、保護者や職員等が映っている撮影物は、無断でSNSなどにアップロードしないようにご配慮ください。

ウ 保育園では、施設及び敷地内を禁煙としております。

② フッ化物洗口の実施

保育園では一生自分の歯で食べられるよう、むし歯予防の一環として永久歯が生えはじめる4歳児（年中児）、5歳児（年長児）の希望者を対象に、フッ化物洗口を実施しております。実施方法は次のとおりです。

ア 4月に保護者の意向をお伺いし、5月は水で練習、6月から週2回（回数により薬剤の量や濃度が異なります）で実施します。

イ 1回0.1%のフッ化ナトリウム水溶液7mlで1分間ブクブクうがいをします。

ウ 希望しない児童も、5月から水で洗口するため全員同じ動作となります。

③ 小学校、転園先との連携

保育園では、入園している子どもの就学や転園に際し、子どもの育ちを支えるための資料を送付します。保育園から就学先となる小学校へ「保育所児童保育要録」を、転園先の園へは「保育に関する記録」を送付します。（保育所児童保育要録はおおむね3月頃送付）

④ 保育のサービスの向上を目指して

【苦情解決制度について】

保育園へのご要望やご意見をお聞きし、保育サービスのさらなる向上を目指して「苦情解決制度」を設けています。保育についてのご意見や施設に関すること等、気軽にお知らせください。なお、保育園に直接言いにくい時は、第三者委員(地区の主任児童委員)に直接伝えていただくこともできます。

- ・ 苦情解決責任者・・・園長
- ・ 苦情受付担当者・・・主任
- ・ 第三者委員・・・連絡先は玄関に掲示してあります

⑤ 子どもたちの人権擁護について

児童福祉法第25条の規定に基づき、要保護児童を発見した場合、市町村、都道府県が設置する福祉事務所、児童相談所のいずれかに通告する義務が定められています。不審な傷やアザを発見した場合、お問い合わせさせていただくことがあります。

職員は園児の人権擁護、虐待防止等のため研修を実施しています。また、適切な保育を行うため、不適切保育についての研修も実施しています。

9. その他

◀ 4月の主な予定 ▶

令和7年度 4月当初の保育日程

◎4月1日(火)～4月3日(木)・・・希望保育期間（在園児は3/28～）
 「おがスマ」で予約申請をお願いします。（3月13日（木）まで）
 ※この期間は給食がありませんのでお弁当をご用意ください。

◎4月4日(金)・・・“入園・進級のつどい”

親子でご参加ください。詳細は後日ご案内いたします。
 午前中、1時間程度で終了し、親子一緒にお帰りになります。

入園当初の降園時間

新入園児

4月7日(月)	おやつを食べて11時降園
8日(火)	給食を食べて0・1・2歳児は12時降園 // 3歳以上児は12時半降園
9日(水)	午後のおやつを食べて3時降園 0～4歳児はお昼寝開始
10日(木)	平常保育開始

在園児（すでに入園している園児）

4月7日(月)～ 平常保育開始

◀ 別紙で配布する書類 ▶

	文書	配布者	提出先	提出締め切り
①	保育料等口座振替依頼書	対象者	直接市内金融機関	3月3日(月)
			※保育園または教育・保育課へ提出の場合は、金融機関へ回送するため振替が間に合わない場合があります。	
			保育園	3月19日(水)
②	延長保育（早朝・延長）申請書	新入園児	※ <u>園児名</u> を確認し、2月28日(金)までに各自でご登録ください。	
③	通園費補助申請書			
④	おがスマご利用案内	全児	※3月13日(木)までに必要な方はご登録ください。	
⑤	希望保育の予約登録方法について			